

請求人
(略)

広島市監査委員 南 部 盛 一
同 井 上 周 子

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 24 年 9 月 12 日付けで提出のあった広島市職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

なお、谷口修監査委員及び平木典道監査委員は、法第 199 条の 2 の規定により、本件監査から除斥した。

第 1 請求の要旨（原文どおり）

請求の対象事案としては、別紙事実証明書のとおり、平成 23 年度の広島市議会の政務調査費を利用し、不適切と思われる家電製品等（テレビ、エアコン、冷蔵庫、空気清浄器、DVD 録画機、ガスストーブ他）の購入をした事である。主な物は、議会棟の中での会派別控室や、それとは別に議員個人の事務所に設置されている。

本来、政務調査費は、議員個人が政策の調査研究の為、公金（市民が支払う税金）から支給されるものであり、本事案は明白且つ非常識な行為だと言わざるを得ない。

更に言えば、政務調査は議員の自主性、自律性が尊重される活動であり、地域主権が進み議会の役割が重要な時代だからこそ、地方議会（議員）自ら襟を正す事を認識せねばならない。

従って、財務会計上、政務調査費として支出する事が不適切と判断される当該家電製品等については、「個人持ち」とすべきであり、政務調査費を交付する広島市長は、それに見合う金額を該当会派もしくは個人議員から、即刻市に返還させる事を強く要求する。

第 2 請求の受理

本件措置請求は、法第 242 条第 1 項所定の要件を具備するものと認め、平成 24 年 9 月 13 日に、同月 12 日付けでこれを受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定により、平成 24 年 9 月 27 日に、請求人の陳述を聴取した。
陳述に当たって、法第 242 条第 7 項の規定により関係職員を立ち会わせた。
なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 広島市長の意見書等の提出及び関係職員の陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成 24 年 9 月 25 日付け広議総第 11 号により意見書が提出され、同年 9 月 27 日に、関係職員の陳述を聴取した。

なお、陳述に当たって、法第 242 条第 7 項の規定により請求人を立ち会わせた。
意見書の内容は、以下のとおりである。

(1) 広島市の意見の趣旨

本件措置請求は、理由がない。

(2) 広島市の意見の理由

本件措置請求者は、平成 23 年度に市議会各会派に交付された政務調査費のうち、テレビ、エアコン、冷蔵庫、空気清浄機、DVD 録画機、ガスストーブ等（以下「当該家電製品等」という。）の購入について、「政務調査費は、議員が政策の調査研究のために公金から支給されるものであり、財務会計上、政務調査費として支出することが不適切と判断される当該家電製品等については、それに見合う金額を該当会派もしくは個人議員から返還させるべき」と主張している。

しかしながら、以下に述べる事項から、会派の代表者が、当該家電製品等の購入に要する経費を政務調査費から支出する決定を行ったことは、違法、不当であるとはいえない。また、市長は、議会において広島市議会政務調査費運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）が策定、運用されていることを踏まえ、送付された収支報告書及び領収証書等の写しを基に、収入金額及び支出金額の計数確認を行うとともに、明らかに使途基準に反する支出がないかについて外形的審査を適正に行っており、市長の行為に違法、不当な点はない。

ア 議員の使命と住民本位の議員活動について

(ア) 市議会の最も代表的な権限である議決権を行使するには、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、契約の締結などが適正かつ的確な内容であるかどうかを見極めなければならない。

(イ) また、市長から提出された議案を審議するだけでなく、住民本位の立場から、議員として、あるいは会派として、独自の政策提言や条例案の提出などといった政策立案に取り組むことが求められている。

(ウ) これらは、いずれも市の事務を熟知するだけでなく、議員それぞれが広く社会経済情勢を把握し、また、市民の声を直接聴くなど市民生活に関係する様々な問題と向き合うなどして、市政の方針を決定していかなければならない。

イ 政務調査費の制度について

(ア) 政務調査費は、選挙によって選出された議員が、アで述べたように議案の審議能力や政策立案能力を、住民本位の形で発揮できるよう、その調査活動基盤の充実を図る観点から制度化されたものである。

(イ) 本市議会においては、使途基準の明確化を図るため、マニュアルが平成 19 年 6 月に策定されている。さらに、このマニュアルは、同年 9 月、平成 20 年 8 月、平成 22 年 10 月に、社会情勢等に応じて適宜修正されている。

(ウ) また、平成 20 年度においては、政務調査費の全ての支出に係る領収証書等の適正な審査体制の確保及び審査事務負担の軽減化を図るため、政務調査費に関する第三者機関が設置され、税理士による領収証書等の外部審査及び弁護士による法律相談が実施された。このうち、弁護士相談については、現在も継続して実施されている。

なお、平成 22 年 10 月に修正されたマニュアルには、これら第三者機関の見解が反映されている。

ウ 事務所について

会派、あるいは議員が、調査研究活動の拠点として、また、市民との窓口として事務所を設置することは、市民の代表として常に市民の声に耳を傾けなければならない議員の職責上、高い必要性があると認められている。

エ 備品について

(ア) 当該家電製品等は、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則別表に定める事務所費（会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費）として支出されている。

(イ) 事務所で利用する備品の購入は、情報収集活動等のため、あるいは事務所としての機能を発揮・維持するために必要として、政務調査費からの支出が認められている。

(ウ) 当該家電製品等のうち、テレビ、DVD 録画機等については、議員の情報収集活動に必要なものであると認められる。

また、冷暖房機器、冷蔵庫、掃除機等については、事務所が、先に述べたように、調査研究活動の拠点として、また、市民との窓口として用いられていることから、その良好な執務環境の維持のために必要と認められる。

(エ) なお、テレビ、冷蔵庫、掃除機について、政務調査費からの支出が認められている裁判例があり、マニュアルにおいては、こうした裁判例や弁護士の見解を踏まえ、当該事務所がもっぱら調査研究活動に使われている場合は、備品を含め、その事務所に要する経費の全額を支出することが認められている。

一方、事務所が後援会等、調査研究活動以外の議員活動にも用いられる場合は、備品に限らず、その事務所に要する経費を按分して政務調査費から支出すること

が認められている。

3 監査対象事項及び監査の観点

政務調査費の支出については、法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき広島市議会（以下「市議会」という。）における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めた広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年広島市条例第 15 号。以下「交付条例」という。）第 7 条に、「会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない。」と規定されている。

また、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年広島市規則第 45 号。以下「交付規則」という。）第 8 条において、使途基準が定められている。

市議会においては、平成 19 年 6 月 21 日に広島市議会政務調査費運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を制定し、政務調査費の支出に当たっての判断基準としている。

請求人は、広島市長が平成 23 年度に交付した政務調査費のうち、テレビ、エアコン、冷蔵庫、空気清浄機、DVD 録画機、ガスストーブ等の家電製品等の購入が不適切であるとして、これに見合う金額を返還させるよう求めている。

このため、請求人が不適切であるとした家電製品等について、以下の観点から監査を実施し、政務調査費に係る裁判例等を踏まえ検討し、判断した。

- (1) 家電製品等の購入は、条例等に定められている政務調査費の使途基準を逸脱したものでないかどうか。
- (2) 政務調査費の支出は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。また、その際、特に使途に関する必要な審査や不当利得返還請求を怠っていないかどうか。
- (3) マニュアル等は、裁判例の動向など状況変化を踏まえ、的確な見直しを行っているかどうか。

4 監査対象とする家電製品等の特定

法第 242 条第 1 項の規定により、請求人から証拠書類（事実証明書）として提出された平成 24 年 7 月 21 日付け中国新聞記事に掲げられている家電製品等は 41 品である。

しかし、請求人は監査対象を「家電製品等」と示していることから、平成 23 年度内において、証拠書類として掲げられている品目以外に類似の家電製品等が購入されていないかを確認するため、交付規則第 10 条の規定により市長に送付された平成 23 年度の政務調査費に係る収支報告書及び証拠書類の写しを調査した。

その結果、新たに類似の家電製品等が 9 品見受けられたことから、これらを合わせて次表に掲げる 50 品を監査対象とした。

なお、パソコン、プリンター、デジタルカメラ及びビデオカメラについては、通常会派又は議員の行う調査研究活動のための支出として合理性、必要性が認められ、マニユ

アルにおいても「パソコン、プリンター、周辺機器の購入」と具体的に記載され購入が認められていること、また、他の政令指定都市や、裁判例においても同様に購入が認められていることから、監査の対象とする類似品目から除外した。

(単位：円)

No	会 派 名	品 目	購 入 者	政務調査費 支 出 額	按分
1	自由民主党・保守クラブ (旧、自由民主党新政クラブ、ひろしま保守クラブを含む。)	テレビ	A議員	39,800	
2		テレビ(3D)	B議員	54,680	
3		テレビ	C議員	25,900	
4		冷蔵庫	会派	89,800	
5		冷蔵庫	D議員	26,500	
6		掃除機	会派	14,400	
7		ジャーポット	会派	10,800	
8		DVDレコーダー	E議員	33,800	
9		エアコン	A議員	123,525	
10		エアコン	F議員	153,920	
11		エアコン	G議員	150,000	
12		エアコン	C議員	128,000	
13		石油ファンヒーター	A議員	10,800	
14		扇風機	A議員	1,980	
15		電気ストーブ	H議員	1,980	
16		ガスファンヒーター	C議員	16,800	
17		ガスストーブ	C議員	29,000	
18		空気清浄機	C議員	23,787	
19	市政改革・地域デザイン・無党派クラブ (旧、市民市政クラブ、市政改革クラブ、地域デザインを含む。以下「市政改革ネットワーク」という。)	テレビ	会派	71,000	
20		テレビ	I議員	27,400	1/2
21		テレビ	J議員	45,700	
22		テレビ	K議員	18,000	1/2
23		テレビ	L議員	24,700	
24		テレビ	M議員	31,400	
25		ブルーレイディスクレコーダー	J議員	46,800	
26		電子ケトル	M議員	4,500	
27		エアコン	N議員	90,500	1/2
28		エアコン	J議員	82,605	
29		エアコン	J議員	300,000	
30		エアコン	L議員	141,025	
31		エアコン	M議員	122,150	
32		石油ファンヒーター	J議員	15,576	

No	会 派 名	品 目	購 入 者	政務調査費 支 出 額	按分
33	市民連合	テレビ	会派	32,335	
34		テレビ	O議員	27,500	1/2
35		地デジ対応テレビチューナー	P議員	4,990	1/2
36		電気ストーブ	Q議員	4,980	1/2
37		CDラジオ	Q議員	3,490	1/2
38		コーヒーマーカー	Q議員	4,080	1/2
39		公明党	テレビ	会派	97,795
40	テレビ		R議員	25,950	1/2
41	テレビ		S議員	36,942	1/2
42	テレビドアホン		S議員	24,000	1/2
43	日本共産党	テレビ	会派	122,410	
44		テレビ	会派	59,985	
45		冷蔵庫	会派	60,100	
46	爽志会	テレビ	会派	77,000	
47		冷蔵庫	T議員	39,800	
48		ブルーレイディスクレコーダー	T議員	44,820	
49	(前)みんなの党	テレビ	U前議員	56,800	
50		エアコン	U前議員	110,000	

注1) 支出額には、物品の取付工事費等の経費を含んだものがある。

注2) 按分欄に 1/2 と記載されたものは、政務調査費支出額が購入金額の2分の1に按分されているものである。

5 監査対象とする家電製品等の実地監査（現物確認）

監査対象とする家電製品等が実際に購入されているかどうかを確認するため、法第242条第4項の規定により、その設置場所（市議会議事堂内会派控室又は議員個人事務所）に出向き、その設置状況を調査した。

6 関係人への調査

法第199条第8項の規定により、関係人（各会派代表者等）への文書による調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

調査の結果、以下のような事実関係を確認した。

- (1) 政務調査費の交付手続等

政務調査費の交付手続等については、以下のとおりである。

ア 政務調査費の交付

政務調査費は、市議会の会派に対して交付し（交付条例第 2 条）、その月額は、毎月の初日における所属議員の数に 30 万円を乗じて得た額に、会派職員雇用費（所属議員の数が 3 人以上の会派が当該会派の控室において常時勤務する職員を雇用した場合の費用）を加算した額とする（交付条例第 4 条及び第 5 条）。

政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、所定の交付申請書により、議長を経由して市長に申請し（交付規則第 2 条）、交付申請書を受理した市長は交付額を決定し、所定の交付決定通知書により、議長を経由して当該会派の代表者に通知する（交付規則第 3 条）。

交付決定通知書を受け取った会派の代表者は、毎月 5 日までに所定の交付請求書を市長に提出し（交付規則第 4 条）、市長は、原則として、毎月 11 日に政務調査費を交付する（交付条例第 3 条第 1 項及び交付規則第 5 条）。

イ 使途基準

政務調査費は、使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない（交付条例第 7 条）。また、政務調査費（会派職員雇用費に相当する部分を除く。）は、下表に掲げる経費と認められるものに充てることとされ（交付規則第 8 条第 1 号及び別表）、会派職員雇用費は、その算定の基礎となった常勤職員又は臨時職員の雇用に要する経費に充てるものとし、当該経費以外の経費に充ててはならない（交付規則第 8 条第 2 号）。

別表（交付規則第 8 条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派が、研究会、研修会等を開催するため、又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究及び議会活動並びに市政について市民に広報するために要する経費
情報収集・広聴費	会派が、市民からの市政、会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究に必要な経費

なお、前述のとおり、市議会は、政務調査費の支出に当たっての判断基準とするため、平成 19 年 6 月 21 日、基本的留意事項、不適切な事例、具体的な使途例等を記載したマニュアルを制定している。

ウ 収支報告書の提出及び政務調査費の返還

会派の代表者は、当該年度に交付を受けた政務調査費について所定の収支報告書を作成し、全ての支出について、領収証書又は会派の代表者の支払証明書の写しを添えて、当該年度終了後 30 日以内に議長に提出しなければならない（交付条例第 9 条第 1 項及び交付規則第 9 条）、収支報告書等の提出を受けた議長はその写しを速やかに市長に送付しなければならない（交付規則第 10 条）。

会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において使途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、収支報告書の提出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならない（交付条例第 9 条第 3 項）。

エ 政務調査費の経理等

会派は、所属議員のうちから経理責任者を選任しなければならない（交付条例第 8 条）。

また、交付を受けた政務調査費の保管状況を明確にするとともに、その経理は次のとおり行うものとされている（交付規則第 11 条第 1 項）。

- (ア) 政務調査費の支出の決定は、会派の代表者が行うこと。
- (イ) 経理責任者は、会派の代表者が発行する所定の収入支出伝票により出納を行うこと。
- (ウ) 政務調査費を支出したときは、領収証書（領収証書を徴し得ないものにあつては、会派の代表者の支払証明書）を徴すること。
- (エ) 政務調査費の出納のみを行う預金口座及び経理簿を備えること。

さらに、会派は収入支出伝票、領収証書等政務調査費の収入及び支出に関する証拠書類並びに経理簿を収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない（交付規則第 11 条第 2 項）。

オ マニュアルの見直し

前述のとおり、市議会においては、政務調査費の支出に当たっての判断基準とするため、平成 19 年 6 月 21 日、マニュアルを制定して以来、同年 9 月 28 日、平成 20 年 8 月 12 日（同年 4 月 1 日適用）及び平成 22 年 10 月 1 日に、裁判例等をも踏まえマニュアルの一部修正を行っている。

また、平成 20 年度以降弁護士に依頼した政務調査費に関する法律相談をまとめた「政務調査費に関する法律相談記録」（以下「法律相談記録」という。）を平成 21 年 4 月に議会事務局において作成の上、市議会各会派に配布し、以後、適宜、その内容を追加・編集の上、各会派に配布している。

カ 家電製品等の購入

家電製品等の購入については、交付条例及び交付規則には具体的に記載されてい

ないが、マニュアルの「4 政務調査費の具体的な使途例について」における「(8) 事務所費」の中において、「備品の購入費・リース代」及び「その他雑費（事務用品、消耗品費等）」として掲げられ、備品とは、「購入金額 2 万円以上の事務用機器等をいう。」と定義されている。

なお、法律相談記録には「事務所費関係」の中に「事務所内の備品の購入について」として、具体的に「テレビジョン」、「ビデオ（DVD）デッキ」、「コピー機」、「ファクシミリ」、「机」、「椅子」、「応接セット」、「ロッカー」、「冷蔵庫」、「冷暖房機器」、「掃除機」の全 11 品目について、備品として購入することが可能である旨が記載されている。

(2) 平成 23 年度政務調査費の事務処理

ア 政務調査費の交付決定

平成 23 年 4 月 1 日付けで、各会派の代表者から議長を経由して平成 23 年度分の政務調査費交付申請書が市長へ提出され、同日付けで、議会事務局総務課長（以下「総務課長」という。）が、申請額が交付条例第 4 条及び第 5 条並びに交付規則第 7 条の規定に基づき積算されていることを確認した上で、各会派へ申請額をもって政務調査費を交付する旨の決裁をした。

市議会議員選挙による改選後の同年 5 月 18 日付けで、各会派の代表者から議長を経由して、平成 23 年度分の政務調査費交付申請書が市長へ提出され、同日付けで、総務課長が、申請額が交付条例第 4 条及び第 5 条並びに交付規則第 7 条の規定に基づき積算されていることを確認した上で、各会派へ申請額をもって政務調査費を交付する旨の決裁をした。

その後、同年 12 月 21 日付けで市政改革クラブに係る変更決定が行われ、平成 24 年 1 月 11 日付けで市政改革クラブ、無党派クラブ及び地域デザインに係る変更決定が行われたが、この時、市政改革クラブは市政改革・地域デザイン・無党派クラブに名称変更し、無党派クラブ及び地域デザインは会派が消滅した。また、同年 1 月 25 日付けで市政改革・地域デザイン・無党派クラブに係る変更決定が行われた。これらの事務は、いずれも交付条例、交付規則に基づく額であることを確認された上で総務課長により決裁された。

また、これらの決裁は、広島市職務権限規程（昭和 42 年広島市訓令第 13 号）に基づき適法になされていた。

イ 政務調査費の交付等

平成 23 年 4 月 1 日付けで、各会派の代表者から市長あてに 4 月分の政務調査費交付請求書が提出され、同日付けで総務課長がその交付決定を行った。その後、同様の手続を経て各月の政務調査費は交付されていた。

平成 23 年度政務調査費収支報告書は、各会派代表者から、平成 23 年 5 月 31 日付け、平成 24 年 2 月 6 日及び 7 日付け並びに同年 4 月 27 日付けで、それぞれ議長に提出され、交付規則第 10 条の規定により、議長から市長へ提出された収支報告書及び領収証書（領収証書を徴し得ないものにあつては、会派の代表者の支払証明書）の写しに基づいて内容を審査し、総務課長が適正である旨を決裁した。

各会派は、交付条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、残余相当額を、平成 23 年 6 月 8 日及び 9 日、平成 24 年 2 月 15 日及び 16 日並びに同年 5 月 22 日及び 23 日に、それぞれ返還していた。

これらの決裁手続きは、広島市職務権限規程に基づき適正になされていた。

ウ 市議会各会派に係る支出等

市議会各会派から提出を受けた政務調査費に係る経理簿、支出伝票及び領収証書等の証拠書類の調査を行うとともに、関係人への文書による調査を行い、請求人が不当と主張する事項に係る事実関係を確定させた。

エ 家電製品等の購入

家電製品等の購入は、全て事務所費として支出されており、また、経理簿、支出伝票及び領収証書等の証拠書類については、市政改革ネットワーク J 議員の No. 29 のエアコン購入（300,000 円）に係る領収書の記載金額に誤り（翌年度購入分の消耗品費（11,550 円）が含まれていた。）があったものを除いて、適正に処理・保管されていた。

なお、J 議員の当該誤り分の金額については、平成 24 年 10 月 24 日付けで議長から市長へ提出された市政改革ネットワークに係る収支報告書を修正したものが議会事務局長の決裁で承認され、同日付けで翌年度購入分の金額及びこれに係る遅延利息が返還されたことを確認した。

2 家電製品等の確認及び審査・判断

(1) 家電製品等の確認

監査対象とした 50 品の家電製品等は、No. 44 のテレビを除き、全て会派控室又は議員個人事務所で使用・保管されていることを確認した。

(2) 審査・判断

ア 総論

政務調査費の用途について、法第 100 条第 14 項において、「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定されている。

本市の政務調査費（会派職員雇用費に係る部分を除く。）の用途基準については、交付条例第 7 条の規定を受け、交付規則第 8 条に規定する別表に、対象となる経費の項目及び内容が定められている。

家電製品等の購入経費に関しては、その中に「事務所費（会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費）」と掲げられているものの、個別具体的に例示されていない。

次に、政務調査費の支出の判断基準とされているマニュアルには、「4 政務調査費の具体的な用途例について」における「(8)事務所費」の中で、「備品の購入費・リース代」及び「その他雑費（事務用品、消耗品費等）」と掲げられ、備品とは、

「購入金額2万円以上の事務用機器等をいう。」と定義されている。

また、マニュアルに定めのない事項については、社会通念上の妥当性を判断するため、法律相談記録により判断している。その中に政務調査費を支出し、購入が認められる備品として、「テレビジョン」、「ビデオ（DVD）デッキ」、「コピー機」、「ファクシミリ」、「机」、「椅子」、「応接セット」、「ロッカー」、「冷蔵庫」、「冷暖房機器」、「掃除機」の全11品目が掲げられている。

なお、近年の政務調査費に係る裁判例によれば、ハイビジョンテレビ、サイクロンクリーナー（大阪高裁平成18年1月18日判決）、DVDデッキ、湯沸かしポット（仙台高裁平成20年11月11日判決）、DVDプレーヤー、電気ポット（熊本地裁平成22年3月26日判決）、テレビ、冷蔵庫（金沢地裁平成22年3月29日判決）、DVDレコーダー（宇都宮地裁平成23年1月19日判決）等について、違法な支出とはいえないと判断されている。

以上のことから、請求人は政務調査費による家電製品等の購入そのものが不当であると主張しているが、家電製品等であるからといって一律に購入が不当となるものではなく、その家電製品等が、会派又は議員の政務調査のための事務所として機能するために通常必要とされる備品・消耗品に該当するものであれば、会派又は議員の調査研究活動のための支出として必要性、合理性を欠くとはいえず、使途基準により認められた「事務所費」に該当するものと認められる。

よって、当該家電製品等が政務調査事務所として機能するために、通常必要とはいえず、必要性、合理性を欠くものであるか、かつ、会派又は議員が行う調査研究活動として活用されているか否かについて、個別に審査した。

イ 個別判断

確認した事実関係や裁判例等を踏まえ、請求人、広島市長双方の主張内容並びに監査対象とした家電製品等の現物確認及び関係人への文書による調査の回答等により審査した結果、本件措置請求について、個々の家電製品ごとに次のとおり判断した。

(ア) テレビ

- a 購入目的、政務調査上の必要性について、文書により調査した結果、全員から次のとおり回答があった。

No.	回 答
1	テレビは、一般的に家庭、事務所、会社等に必要最低限の設置は社会通念上、当然のこととしてあるべき物と考える。むしろテレビが無いという方が不自然であり、違和感を覚える。また、事務所は、情報を収集する場所であり、必要な備品と考える。
2	購入目的は、地上デジタル放送への切り替えに伴う買い替え。情報収集活動等政務調査活動上必要な備品のため。弁護士の見解もあり購入した。3Dテレビの購入理由は、事務所の広さに応じた大きさのテレビを購入することとしたが、予算の有効活用のため、インターネットを利用して費用対効果の高い品物を選定した。3D機能については、同等の価

No.	回	答
		格で品質の良いと思われる品を購入したら、付属機能としてついていたものである。(購入当時、ネットショップではほとんどの品に3Dがついていた。)
3		情報収集活動等政務調査活動上、必要な備品のため。なお、弁護士の見解もあり購入しました。
19		会派控室において、会派職員が①議会・委員会等の中継を見るため、②国及び地方のニュースを視聴して、一早く情報収集し、議員に伝達することで、より良い市政に繋げるために購入した。市民生活の安全・安心など、市政に関する調査研究、市政の発展に役立てるために必要である。
20		国及び地方のニュースを視聴して、新聞では得られない、速報性のある、国の動向や事故等の情報の収集を図り、市民生活の安全・安心など、市政に関する調査研究、市政の発展に役立てるために必要である。
21		国及び地方のニュースを視聴し、新聞では得られない速報性のある国の動向や事故等の情報収集を図るため。市民生活の安全・安心など、市政に関する調査研究、市政の発展に役立てるために必要である。
22		国及び地方のニュースを視聴して、新聞では得られない、速報性のある、国の動向や事故等の情報の収集を図るために購入した。市民生活の安全・安心など、市政に関する調査研究、市政の発展に役立てるために必要である。
23		国及び地方のニュースを視聴して、新聞では得られない、速報性のある、国の動向や事故等の情報の収集を図るために購入した。市民生活の安全・安心など、市政に関する調査研究、市政の発展に役立てるために必要である。
24		国内外及び地方のニュースを視聴し見聞を広げるとともに、速報性の高い情報収集により、市民生活の安心・安全な市政への取組み及び調査研究をすることが大切と必要性を感じたため。
33		地デジ対応テレビへの買い替えのため購入。テレビから視聴する国内外の報道番組やリアルタイムでのニュースは、情報収集・広聴活動に欠くことのできない情報源であり、最近放映されるようになった市議会の議会中継は会派での議員活動の記録や広報紙作成のための資料収集、作成のため必要である。
34		地デジ対応テレビへの買い替えのため購入。テレビから視聴する国内外の報道番組やリアルタイムでのニュースは、議員活動をしていく上で、欠くことのできない情報源であり、市民からの要望等の広聴、政策提言の作成時の資料収集、広報紙作成等にも大変重要な役目を果たしており必要である。
39		(1)目的、平成23年7月からアナログ放送から地上デジタル放送に切り替わることに伴い、既存のテレビの買い替えを行った。(2)必要性、①

No.	回	答
		職員が議会中継を見るため。②ニュースや国会中継などにより国・県・市政に関する情報が新聞と比較して、より速く入手できるため。③本市に関わる調査報道などがあり、本市が抱えている問題点などを的確に把握するのに有益である。
40		(1)目的、平成23年7月からアナログ放送から地上デジタル放送に切り替わることに伴い、既存のテレビの買い替えを行った。(2)必要性、①ニュースや福祉問題に関する番組などにより国・県・市政に関する情報が新聞と比較して、より速く入手できるため。②本市に関わる調査報道などがあり、本市が抱えている問題点などを的確に把握するのに有益である。
41		(1)目的、平成23年7月からアナログ放送から地上デジタル放送に切り替わることに伴い、既存のテレビの買い替えを行った。(2)必要性、①ニュースや福祉問題に関する番組などにより国・県・市政に関する情報が新聞と比較して、より速く入手できるため。②本市に関わる調査報道などがあり、本市が抱えている問題点などを的確に把握するのに有益である。
43		地デジ対応のため買い換えました。テレビは、情報収集する上で政務調査活動に必要と考えます。録画をし、情報を市議団で共有し、政策提案をすることもあります。
46		本物品は、会派として調査研究活動を行うにあたり、最新の行政情報や時事情報を入手したり、市議会本会議の中継を録画し議員や理事者の発言を確認したりするため、会派控室に必要な備品として購入したもので、「広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」第8条第1号別表に規定する事務所費に該当するものです。購入以前からこうした目的のためにテレビを置いており、今回は、地上波デジタルへの切り替えのため買い換えたもので、購入金額も7万7千円と社会通念上妥当な額です。会派として具体的な政策提言などを行っていくためには、最新の行政情報等を入手することにより、市政の動向や課題を把握し、知識を深めていく必要があります、その役割を担う本物品は、会派としての政務調査活動に不可欠です。なお、購入にあたっては会派の了承を得ており、領収書についても適正に保管しています。
49		新聞では、手に入らない新しい情報を収集するため。公費であり、性能よりも値段（安さ）重視で購入しました。

b テレビについては、テレビ視聴による情報収集は会派や議員の行う調査研究活動に資するものといえる。なお、近年の裁判例（金沢地裁平成22年3月29日判決）も同旨である。また、aの回答から、会派や議員が行う調査研究活動に活用されていると認められる。これらのことから、テレビの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

また、No.2 の3D機能の付いたテレビ（54,680 円）を購入したことについては、この程度の機能・価格の違いは、それにより会派が行う調査研究活動のための備品としての必要性が否定されるほどのものではないというべきであり、政務調査費からの支出が、必要性、合理性を欠いた支出であるとはいえない。なお、近年の裁判例（大阪高裁平成18年1月18日判決）も同旨である。

No.49については、平成24年9月26日付けで1人会派の議員が辞職したことにより、会派が消滅した。

この場合の取扱いについては、マニュアル等には定められていないが、備品の税法上の耐用年数と使用期間に応じ、備品の未使用期間に相当する額（47,333 円）を広島市へ返還することとなり、平成24年10月31日付けで、当該前議員から広島市へ返還されたことを確認した。

- c No.44については、本件措置請求書の受理前の平成24年7月26日付けで当該テレビ代相当額及びこれに係る遅延利息が日本共産党から広島市へ返還されていたため、監査の対象外とした。

(イ) 冷蔵庫

- a 購入目的、政務調査上の必要性について、文書により調査した結果、全員から次のとおり回答があった。

No.	回 答
4	多くの市民が来庁され、意見交換・聴取を行う際の接遇など、事務所としての機能を発揮、維持するために政務調査活動上必要な備品のため。なお、弁護士の見解もあり購入した。
5	意見交換・聴取を行う際の接遇など、事務所としての機能を発揮するため必要な備品であり、弁護士の見解もありましたので購入しました。
45	議員控室にも市民や相談者が来室されます。夏場など冷たいお茶を出すことから必要です。今回の購入は、使用していたものが壊れたため買い換えました。
47	以前は冷蔵庫はなく、隣の自宅から接客対応をしておりました。自宅からの接客が困難になり冷蔵庫を買いました。

- b 冷蔵庫については、政務調査事務所において議員や事務員が執務するに当たり、これを備え付ける必要性が認められ、会派や議員の行う調査研究活動に資するものといえる。なお、近年の裁判例（金沢地裁平成22年3月29日判決）も同旨である。また、aの回答から、会派や議員が行う調査研究活動に活用されていると認められる。これらのことから、冷蔵庫の購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(ウ) DVDレコーダー

- a No.8について、購入目的、政務調査上の必要性について文書により調査し

たところ、「DVDレコーダーやテレビ等は、情報収集活動等のため、調査研究活動に直接必要な備品であるとの弁護士による見解を踏まえ、情報収集活動に必要な物品として、DVDレコーダーを購入した。特にDVDレコーダーは、不在時における情報収集に有用であると考えている。」との回答があった。

- b DVDレコーダーについては、収集した情報の記録・管理・編集のために用いるものであり、議員の行う調査研究活動に有用な機器であると認められる。なお、近年の裁判例（宇都宮地裁平成23年1月19日判決）も同旨である。また、aの回答から、議員が行う調査研究活動に活用されていると認められる。これらのことから、DVDレコーダーの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(エ) ブルーレイディスクレコーダー

- a 購入目的、政務調査上の必要性について、文書により調査した結果、全員から次のとおり回答があった。

No.	回 答
25	情報収集及び資料の再生を行うため。より多くの情報を限られた時間で効率的に集める事が出来る。また、議会中継や資料を再生し、情報を何回でも確認し正確に伝えるための道具としても有効である。
48	事務所のテレビにデジタルチューナーがなく、デジタルに移行後の対応として、チューナー機能を兼ねたブルーレイレコーダーを買いました。調査研究のために番組の録画やデジタルムービーなどの保存、修正、編集が簡単に出来、政務調査の資料作りに役立つため。

- b ブルーレイディスクレコーダーは、前記のDVDレコーダーと比較して、機能はほぼ同様であり、価格は1~2万円程度高額であるが、記録容量が約5倍となる利点を有している。この程度の機能・価格の違いは、それにより党派が行う調査研究活動のための備品としての必要性が否定されるほどのものではないというべきであり、議員の行う調査研究活動に有用な機器であると認められる。なお、近年の裁判例（大阪高裁平成18年1月18日判決）も同旨である。また、aの回答から、議員が行う調査研究活動に活用されていると認められる。これらのことから、ブルーレイディスクレコーダーの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(オ) 地デジ対応テレビチューナー

- a No. 35 について、購入目的、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「テレビが旧式であり、地デジ対応になっていないためチューナーを購入した。テレビが持つ豊富なニュース性から情報収集するため購入しました。例えば、国会中継、クローズアップ現代、教育テレビ等から、①

地方自治のあり方、②安全安心な学校給食問題、③いじめ不登校問題、④高齢者の買い物難民問題、老老介護、在宅介護、がん緩和ケア問題、⑤地域支援による乗合タクシーの取組みなどについて学び、市議会において政策提言をしてきている。」との回答があった。

- b 地デジ対応テレビチューナーは、地上アナログ放送用のテレビに接続することにより地上デジタル放送の視聴を可能にする機器である。実地調査により、政務調査事務所に設置されている地上アナログ放送用のテレビに、当該チューナーが接続されていることを確認した。地デジ対応テレビチューナーについては、テレビ視聴による情報収集のために必要な機器であり、議員が行う調査研究活動に資することは否定できない。また、aの回答から、議員が行う調査研究活動に活用されていると認められる。これらのことから、地デジ対応テレビチューナーの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(カ) 掃除機

- a No.6について、購入目的、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「事務所の最低限の衛生管理をするために、政務調査活動上必要な備品のため。なお、弁護士の見解もあり購入した。」との回答があった。
- b 掃除機については、事務所を清潔に保ち、そこで実施される会議、研修会、面談等を円滑に進めるために必要な機器であると認められる。なお、近年の裁判例（大阪高裁平成18年1月18日判決）も同旨である。これらのことから、掃除機の購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(キ) ジャーポット

- a No.7について、購入目的、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「多くの市民が来庁され、意見交換・聴取を行う際の接遇など、事務所としての機能を発揮、維持するために政務調査活動上必要な備品のため。なお、弁護士の見解もあり購入した。」との回答があった。
- b ジャーポットについては、来客に湯茶を供することは一般的な接遇の範囲内であるといえ、政務調査事務所として機能するために通常必要とされるものと認められる。なお、近年の裁判例でも、類似の湯沸かしポットが（仙台高裁平成20年11月11日判決）、電気ポットが（熊本地裁平成22年3月26日判決）、それぞれ政務調査費で支出することが認められている。これらのことから、ジャーポットの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(ク) 電子ケトル

- a No.26について、購入目的、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「急な来客があった際の接遇に必要と思い設置している。（接客用です。）」との回答があった。
- b 電子ケトルについては、前記(キ)と同様、政務調査事務所として機能する

ために通常必要とされるものとして認められる。なお、近年の裁判例でも、類似の湯沸かしポットが（仙台高裁平成 20 年 11 月 11 日判決）、電気ポットが（熊本地裁平成 22 年 3 月 26 日判決）、それぞれ政務調査費で支出することが認められている。これらのことから、電子ケトルの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(ケ) エアコン

- a 購入目的、政務調査上の必要性について、文書により調査した結果、全員から次のとおり回答があった。

No.	回 答
9	美鈴が丘は、夏暑く、冬寒いという地域であり、暖房、冷房機の無い状態では、事務所としての機能を発揮することはできない。一定の事務所機能を維持し、環境を整えておかなければ事務所として存在する意義はない。
10	政務調査事務所における政務調査活動環境の整備はもとより、当事務所を訪ねてこられる市民の皆様への環境整備上、必要な備品のため。また、弁護士による見解もあり購入させていただきました。
11	事務所環境の整備、また、事務所としての機能を発揮、維持するために政務調査活動上必要な備品のため。なお、弁護士の見解もあり購入した。
12	事務所環境の整備、また、事務所としての機能を発揮、維持するために政務調査活動上、必要な備品のため。なお、弁護士の見解もあり購入しました。
27	事務所内の環境整備のために購入した。事務所内の環境を整え適温にすることは、事務所内での事務作業上、また、来客への接遇を行う上で必要である。
28	事務所内の環境整備のために H23 年 7 月購入した。事務所内の環境を整え適温にすることは、事務所内での事務作業上、また、来客への接遇を行う上で必要である。
29	事務所内の環境改善。H23 年 7 月に価格を重視し低価格の出力 2.8kw を購入。夏の温度が予想を超え、来所される方にご迷惑をかける結果となった。事務所内の環境を改善し適温にすることは、来客を接遇する上で必要である。環境の整った事務所への移転とエアコンの買替えを検討。移転は、今の家賃 4 万より 3 万以上高くなり支出が 1 年間で 36 万以上増えることになり任期も後 3 年間はあることを考慮し H24 年 3 月に購入。
30	事務所内の環境整備のために購入した。事務所内の環境を整え適温にすることは、事務所内での事務作業上、また、来客への接遇を行う上で必要である。
31	来客への接遇及び事務員等の健康管理など考え、事務所内の環境整備上

No.	回	答
		必要であった。(今までは扇風機で対応していた。)
50		室内空間の寒暖に伴い、活動を円滑に行うため、購入しました。

b エアコンについては、事務所内を適温に保ち、そこで実施される面談等を円滑に進めるためのものであり、政務調査事務所として機能するために通常必要とされるものと認められる。このことから、エアコンの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

また、No. 28 及び No. 29 については、1 か所の政務調査事務所に 2 台設置されている。No. 28 は、当初は事務所 1 階に設置していたが、No. 29 を購入後、事務所 2 階へ移設された。

No. 29 のエアコンは 2 台目の購入であり、マニュアル及び法律相談記録によると、購入に際しての留意事項として、複数台の購入は、特に理由がない限り適当ではないとされている。

現地調査を行ったところ、2 階にも事務機やパソコンなどが設置され事務所機能を有しており、2 階にもエアコンを設置することの必要性を否定することはできないことから、政務調査費からの支出が、必要性、合理性を欠いた支出であるとまではいえない。

さらに、No. 50 については、平成 24 年 9 月 26 日付けで 1 人会派の議員が辞職したことにより、会派が消滅した。

No. 49 と同様に備品の税法上の耐用年数と使用期間に応じ、備品の未使用期間に相当する額 (87,083 円) を広島市へ返還することとなり、平成 24 年 10 月 31 日付けで、当該前議員から広島市へ返還されたことを確認した。

(ロ) 石油ファンヒーター

a 購入目的、政務調査上の必要性について、文書により調査した結果、全員から次のとおり回答があった。

No.	回	答
13		美鈴が丘は、地域的に冬は、かなり冷え込むところであり、エアコンだけでは寒さに耐えられない。又、事務所はスーパーハウスであり、冷え込めば通常の家やビルのようなわけにはいかない。そのため、室内の温度をある程度保つためには、必要不可欠である。事務所としての環境を整備するのは設置者としての責任でもある。
32		朝、低温になるとファックス/プリンター/電話がエラーを表示し動作しないため、暖を取り不具合を解消する。又必要な部屋に移動し、暖を取る。事務所の通信・プリンター機能が使えないと支障が出る時がある。事務所内の環境を整え適温にすることは、事務所内での事務作業上、又は来客への接遇を行う上で必要である。

b 石油ファンヒーターについては、事務所内を適温に保ち、そこで実施される面談等を円滑に進めるためのものであり、政務調査事務所として機能する

ために通常必要とされるものと認められる。このことから、石油ファンヒーターの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(㊦) 電気ストーブ

- a 購入目的、政務調査上の必要性について、文書により調査した結果、全員から次のとおり回答があった。

No.	回 答
15	事務所の環境整備のため必要である。
36	事務所執務環境の整備のため購入。事務所を訪れる多くの市民から、市政に対する相談事や行政に対する要望等を広聴しております。エアコンは設置しておりますが、エアコン暖房だけでは寒さ対策が十分ではなく、執務の効率化をはかる上で、寒さ対策のエアコン補助機器として必要である。

- b 電気ストーブについては、事務所内を適温に保ち、そこで実施される面談等を円滑に進めるためのものであり、政務調査事務所として機能するために通常必要とされるものと認められる。このことから、電気ストーブの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(㊧) ガスファンヒーター

- a No. 16 について、購入目的、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「事務所環境の整備、また、事務所としての機能を発揮、維持するために政務調査活動上、必要な物品のため。なお、弁護士の見解もあり購入しました。」との回答があった。

- b ガスファンヒーターについては、事務所内を適温に保ち、そこで実施される面談等を円滑に進めるためのものであり、政務調査事務所として機能するために通常必要とされるものと認められる。このことから、ガスファンヒーターの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(㊨) ガスストーブ

- a No. 17 について、購入目的と、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「事務所環境の整備、また、事務所としての機能を発揮、維持するために政務調査活動上、必要な備品のため。なお、弁護士の見解もあり購入しました。」との回答があった。

- b ガスストーブについては、事務所内を適温に保ち、そこで実施される面談等を円滑に進めるためのものであり、政務調査事務所として機能するために通常必要とされるものと認められる。また、No.16 のガスファンヒーターとは別に同種のガスストーブを購入した理由について、文書調査による回答には、事務所が広く、経費節減のため、事務員 1 人のときはガスファンヒーターを

使用し、来訪者があったときだけガスファンヒーターとガスストーブの両方を使用する旨が述べられている。経費節減のためのスポット利用であり、その購入に必要性、合理性があると認められる。このことから、ガスストーブの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(セ) 扇風機

- a No. 14 について、購入目的、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「事務所の構造は、スーパーハウスであり、夏の暑さは異常である。エアコンはエコの観点からも設定温度に配慮しており、冷房効果を高めるために扇風機を回すが良いとテレビでも見たことがあり購入した。」との回答があった。
- b 扇風機については、事務所内を適温に保ち、そこで実施される面談等を円滑に進めるためのものであり、政務調査事務所として機能するために通常必要とされるものと認められる。このことから、扇風機の購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(ソ) CDラジオ

- a No. 37 について、購入目的と、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「情報収集のため購入。事務所で国内外でのリアルタイムの報道ニュースを聴取することは、議員活動をする上で大変重要な情報源であり、市民からの情報収集・広聴活動にも欠くことができない情報源として必要である。」との回答があった。
- b CDラジオについては、ラジオによる情報収集は調査研究活動に資することが認められ、またCD機能が付加されていることについては、この程度の機能・価格の違いは、それにより会派が行う調査研究活動のための備品としての必要性が否定されるほどのものではないというべきである。また、aの回答から、政務調査上必要な情報を収集するために使用されており、通常必要とされるものと認められる。このことから、CDラジオの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(タ) コーヒーメーカー

- a No. 38 について、購入目的と、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「円滑な政務調査業務のため来客用に購入。事務所を訪れる多くの市民からの、市政に対する相談事や行政に対する要望等を広聴したりする場合や、市政の広報活動として、議会だより等の作成会議をする場合の来客者に対する「おもてなし」としてコーヒーを出すことは、円滑な政務調査業務をする上で必要である。」との回答があった。
- b コーヒーメーカーについては、来客に湯茶を供することは一般的な接遇の範囲内であるといえるところ、コーヒーもその範囲に含まれるものといえ、

政務調査事務所として機能するために通常必要とされるものと認められる。また、aの回答から、議員が行う調査研究活動に活用されていると認められる。これらのことから、コーヒーメーカーの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(f) テレビドアホン

a No. 42 について、購入目的と、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「議員及び職員がすべて女性であり、ポスターの切断やインターネットへの不審な書き込み、また、夜間業務の際に、危険を感じるような状況があったことから、室内から相談に来られる方や知らない人が正確に把握でき、議員及び職員の安全の確保が図られることからテレビドアホンを設置した。また、事務所を閉めた後に来所される相談者があることから、録画機能により、どなたが来られたかが把握でき、その後の情報収集などに迅速・的確な対応ができるため設置した。なお、既存のドアホンには、これらの機能がなく、また老朽化して声が聞こえないなどの不具合があった。」との回答があった。

b ドアホンについては、来客者の確認のために設置されており、政務調査事務所として機能するために、通常必要であると認められる。また、テレビ機能付きとしたことについて、安全性に対する配慮から同機能を追加したことも理解できる。また、この程度の機能・価格の違いは、それにより会派が行う調査研究活動のための備品としての必要性が否定されるほどのものではないというべきである。またaの回答から、議員が行う調査研究活動に活用されていると認められる。これらのことから、テレビドアホンの購入費については、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠いたものであるとはいえない。

(g) 空気清浄機

a No. 18 について、購入目的と、政務調査上の必要性について文書により調査したところ、「事務所環境の整備、また、事務所としての機能を発揮、維持するために政務調査活動上、必要な備品のため。その他にも、事務所を禁煙にしておらず来訪者には喫煙される方と非喫煙者がいらっしゃり、喫煙後の事務所内の臭いや空気を清浄するため。なお、空気清浄機を特定しての弁護士の見解はありませんが、冷暖房機器が類似するものとして認められています。「事務所内の備品の購入について」の弁護士の見解の中で、備品についての考え方が示されていて、事務所としての機能を発揮・維持するため必要な備品の購入は認められている。また、事務所を禁煙にしておらず来訪者には喫煙される方と非喫煙者がいらっしゃり、喫煙後の事務所内の臭いや空気を清浄するという環境整備の理由からこれに該当すると判断し購入しました。」との回答があった。さらに、議員が平成 23 年度に購入したエアコン (No. 12) に空気清浄機能が付加されていることが判明したため、これについて、再質問を行ったところ、「空気清浄機の機能が付加されていることは、

知らなかった。使用したこともない。冬場はエアコンを使用しておらず、ストーブとファンヒーターで対応している。（不経済であるため。）なお、この空気清浄機には、加湿機能があり、空気清浄しながら加湿を行うことによって、事務所内の環境整備を行っている。空気清浄機の電源は、常時、つけっぱなしである。」との回答があった。

- b しかし、空気清浄機が政務調査の事務所において円滑な職務を行うために有益であるという側面がないわけではないが、現在の社会は一般的に禁煙あるいは分煙化の傾向にあり、来所者に禁煙又は事務所外部での喫煙を求めることにより事務所内部の空気の清浄性を保つことが困難とまではいえないこと、また、空気清浄機能が付加されたエアコンが当該空気清浄機購入以前から設置されていることから、空気清浄機は政務調査のための事務所として機能するために通常必要とされる備品とは言えず、その購入費は、政務調査事務所として機能するための支出として必要性、合理性を欠くものといわざるを得ない。

なお、参考例として、近年の裁判例（熊本地裁平成 22 年 3 月 26 日判決）は、「加湿器」につき、政務調査事務所として機能するために通常必要とされる備品に該当しないとして、政務調査費による購入費の支出を違法としている。

ウ 結論

以上述べた理由により、本件措置請求に係る政務調査費の支出については、監査の結果、次に述べる No.18 の空気清浄機に係る支出を除き、いずれも使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であると認めることはできず、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

第 5 勧告

本件措置請求における請求人の主張には一部理由があるものと判断し、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、市長に次のとおり勧告する。

平成 23 年度に交付した政務調査費のうち、違法又は不当であると判断された自由民主党・保守クラブに係る 23,787 円（C 議員が購入した空気清浄機に係る支出）について、平成 24 年 12 月 10 日までに、返還を求めるなど必要な措置を講じられたい。

なお、法第 242 条第 9 項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、同月 17 日までに監査委員に通知されたい。

第 6 意見

今回の政務調査費に係る監査を通じ、その適正な運用について、以下のとおり意見を述べる。

1 備品の購入について

定期監査及び行政監査結果報告（平成 22 年 9 月 2 日付け広島市監査報告第 35 号）に

において、政務調査費で購入する備品について、備品台帳の作成の義務付けや議員の任期満了時の備品の所有権の取扱いをマニュアルに定めるべきであるとの意見を付した。

今回の監査において、その対応状況について確認したところ、備品台帳の作成については、平成 22 年 10 月にマニュアルに規定され、各会派において作成されていることを確認した。

一方、議員の任期満了時における個人事務所で保管する備品の所有権の取扱いについては、未だマニュアルへの規定はなされていなかった。

そもそも、備品の購入費を購入時に全額支払うということは、将来の費用について前払いしているとも考えられ、実費弁償を原則とする政務調査費の考え方からすると、例外的な取扱いである。

他の政令指定都市においては、品目 1 件当たりの購入限度額を設定したり、任期満了時において、備品の減価償却期間が残っている場合には、その残存する価格に係る政務調査費相当額を市に返還するという基準を定めている事例が見受けられる。

備品の購入は、その取扱いによっては個人の資産形成につながる可能性があり、市議会においても、他の政令指定都市の事例を参考に、対応を検討し、マニュアルに規定すべきである。

2 按分の取扱いについて

定期監査及び行政監査結果報告（平成 22 年 9 月 2 日付け広島市監査報告第 35 号）において、政務調査活動専用の事務所や携帯電話に要する費用について、政務調査活動以外の目的でも使用されていると考えるのが現実的であるため、全額を政務調査費から支出することには疑問が残るとの意見を付した。

今回の監査において、監査の対象とした家電製品等の購入に係る関係書類を確認したところ、政務調査活動専用事務所に設置された家電製品等の全てについて、購入費の全額が政務調査費から支出されていた。また、政務調査活動とそれ以外の議員活動が行われる個人事務所に設置された家電製品等の購入費については、全てが 2 分の 1 により按分した額により支出されていた。

監査では、家電製品等の購入費の全額を政務調査費から支出している議員に対し、事務所台帳及び政務調査活動事務所記録簿の確認に加え、文書により、当該事務所の使用状況を確認した結果、全員から当該事務所が政務調査活動以外の目的には使用されていないとの回答があった。

しかしながら、テレビ、パソコン、携帯電話など汎用性の高い家電製品等は、政務調査活動以外に容易に用いられることも可能であることから、多くの裁判例において、支出自体は認めても、按分を要しないことについて議員自らが政務調査活動のみに使用したと認めるに足りる証拠を示さない限り、その支出の全額を調査研究のための費用とみることが相当ではないとの判断が示されていることから、政務調査費で支出する経費の按分の取扱いについて、より一層の研究が望まれる。

最後に、政務調査費に対しては、全国的にも従前から住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟において多くの返還事例が発生している。また、他の政令指定都市のマニュアルを参照すると、用途を相当厳格に制限するものも多く見られる。

平成 24 年 9 月の法改正により、政務調査費の名称が政務活動費に変わり、政務活動費に充てることができる経費の範囲が政務調査費とは異なってくることも予想される。

今後、政務活動費の運用に関しても、新たな制度の趣旨に沿って適正な支出が行われ、市民に対し十分な説明責任が果たされるよう、不断の努力を望むものである。